

新潟県中越沖を震源とする地震の被害により災害救助法が
適用された地域の保険契約に関する特別措置について

このたびの新潟県中越沖を震源とする地震による被害について、以下の地域で災害救助法が適用されました。

弊社では、適用地域にお住まいのご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または弊社連絡先にお問合せください。

（※）契約継続の締結手続きは、災害救助法適用日から2週間、保険料のお支払いは、災害救助法適用日から2ヶ月間をそれぞれ限度として猶予させていただくものです。

<2007年7月25日現在>

災害救助法適用市町村	法適用日
<新潟県> <ul style="list-style-type: none">・長岡市（ながおかし）・柏崎市（かしわざきし）・小千谷市（おぢやし）・上越市（じょうえつし）・三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもざきまち）・刈羽郡刈羽村（かりわぐんかりわむら）・三条市（さんじょうし）・十日町市（とおかまちし）・燕市（つばめし）・南魚沼市（みなみうおぬまし）	2007年7月16日